

農業委員会だより

第113号

鳥取市の農業

農家戸数 5,677 戸

農地面積 4,274ha

2020 年農林業センサス

— とっとり市 —

令和8年10月発行・鳥取市農業委員会

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 ☎(0857) 30-8482

鳥取市公式ウェブサイトアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>



新たな一歩、農業の未来へ

新体制がスタートー辞令交付式の様子ー
(関連記事 2 ページ)

も く じ

○会長就任あいさつ	2
○新農業委員会体制のお知らせ	2
○家族経営協定の調印式	2
○農業委員の紹介	3
○農地利用最適化推進委員の紹介	4～5
○農家相談会のお知らせ	6
○農地に関する手続き	6



家族経営協定を締結した井手野家の皆さん
(前列中央 3 名) (関連記事 2 ページ)

会長就任あいさつ

鳥取市農業委員会会長

濱田 香



農業者の皆様には、日頃より農業委員会の活動に関しまして、格別なご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

近年、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。異常気象や自然災害、肥料・資材価格の高騰に加え、農業従事者の高齢化や担い手不足、農地の減少など、多くの課題が山積しています。一方で、食料安全保障の重要性が改めて高まり、地域で農地を守り、次の世代に繋いでいくことが、これまで以上に重要になっています。

本市農業委員会は、農地の適正な利用を進めるとともに、地域農業の担い手の確保や農地利用の集積・集約化など、地域の実情に応じた役割を果たしてまいります。

鳥取市の持続可能な農業のため、農家の皆様とともに知恵を出し合い、希望の持てる地域農業を目指し、農業委員、農地利用最適化推進委員が一元となって取り組んでまいります。

この度、農業委員会の任期満了に伴う改選により、農業委員19名、農地利用最適化推進委員48名の新たな体制で7月21日よりスタートいたします。

今後も、農業者の代表として、より地域に密着した活動により、農業の様々な課題に取り組んでまいりますので、皆様のご支援、ご助力をよろしくお願い申し上げます。

新体制で

農業委員会がスタート

任期満了に伴い、7月21日に市長から農業委員として19名に辞令が交付されました。辞令交付後に開催された臨時総会にて、会長に「濱田 香」委員、会長職務代理者に「石谷 隆」委員がそれぞれ選任されました。

また、同日に農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式が開催され、48名が農業委員会から委嘱を受けました。任期はそれぞれ令和11年7月19日までの3年間です。農業委員と農地利用最適化推進委員が、それぞれの役割を担いながら連携し、農地利用の最適化を目指して活動してまいります。

家族経営協定の調印式

4月17日、鳥取市役所福部町総合支所にて、福部町の井手野治さん、妻の恵子さん、後継者の孝則さんによる家族経営協定の調印式が行われました。

家族経営協定とは、家族で十分

に話し合い、農業経営の方針や一人ひとりの役割、働きやすい就業環境などについて取り決めるものです。

井手野家は、福部町でらっきょう栽培を中心とした農業経営に取り組んでいます。

調印式では、治さんが「いい経営状態になるように協力していきたい」と、家族と力を合わせて経営に取り組む意欲を語りました。恵子さんも「今まで通り家族みんなで協力し合っていきたい」と話し、今後も協力して営農を続けていく考えを示しました。孝則さんは「父、母から学び、一つでも多く吸収できるように頑張っていきたい」と抱負を述べ、両親から農業経営を学びながら、将来の経営を担うために経験を積んでいく決意を語りました。

今回の調印式から、家族で支え合いながら農業経営に取り組む井手野家の思いが伝わってきました。家族経営協定の締結を新たな一歩として、家族の絆を力に、今後よりよい農業経営に取り組んでいくことが期待されます。

農 業 委 員 紹 介 (19名)

氏名の下段は担当区域です



川西 仁志

社・用瀬・大村



吉浦 雅子

逢坂・浜村



砂川 重雄

鹿野・勝谷・小鷲河



石谷 隆

瑞穂・酒津・宝木



濱田 香

久松・醇風・遷喬・
修立・日進・明德・
富桑・城北・稲葉山・
岩倉・美保・浜坂

会長職務代理者

会長



建部 憲二

神戸・大和・美穂



田中 ありさ

八上・散岐・西郷



小林 香代

河原・国英



若狭 さつき

福部



中村 精

大正・東郷



小林 光徳

豊実・明治



竹森 潔

日置・日置谷・勝部・
中郷・青谷



福安 修

佐治町一区～佐治町四区



西尾 真帆

谷（麻生）・宮下・あおば



竹内 七郎

倉田・米里



山田 準二

大茅・成器・谷（山根・
神垣・清水・岡益・谷・
玉鉾・糸谷・高岡）



藏内 敏博

面影・津ノ井



松田 壽弘

松保・大郷・吉岡



山根 一美

末恒・賀露・湖山・千代水

※各委員のお問い合わせ先は農業委員会事務局まで

農地利用最適化推進委員紹介 (48名)

氏名の下段は担当区域です



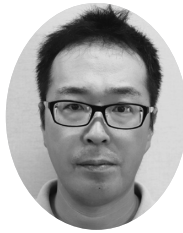
森下 学

倉田



懸樋 和彦

面影・津ノ井



雨河 雅裕

米里



安場 信

稲葉山・岩倉



川島 忍

久松・醇風・遷喬・
修立・日進・明德・
富桑・城北・浜坂



太田 忍

美保



前田 洋

大正



内田洋之助

東郷



青木 善美

明治



森本 寿夫

美穂



猪口 洋司

神戸



有田 裕

大和



川原 篤史

湖山



浦濱 克代

賀露・千代水



松田 瞬志

松保



福田 幸司

大郷



稲村 謙二

吉岡



山岡 茂

豊実



吉永 昇平

大茅



山脇 隆

成器



山崎 寿幸

谷 (山根・神垣・
清水・岡益・谷・
玉鉾・糸谷・高岡)



福田 明

谷 (麻生)・宮下
(美敷・広西・三代寺)



河村 周子

宮下 (庁・町屋・
中郷・国分寺・
法花寺・宮下・
奥谷・奥谷一丁目
〜三丁目)・あおば



竹本 芳明

末恒

※各委員のお問い合わせ先は農業委員会事務局まで

農地利用最適化推進委員紹介 (48名)

氏名の下段は担当区域です



荻原 誠

河原



大谷 太志

八上



漆原 清志

西郷（中井・本鹿：
小河内・神馬）



有田 直政

西郷（牛戸・湯谷・
小畑・弓河内・北村）



山根 貴世子

福部（高江・湯山・
海士・細川・岩戸）



田中 道夫

福部（左近・久志羅・
中・蔵見・南田・
栗谷・八重原・箭溪）



山下 増治

佐治町一区・
佐治町四区



小谷 章

佐治町二区・
佐治町三区



西村 勝

用瀬（用瀬）・大村



池本 和明

社・用瀬（別府）



山田 勝好

国英



高田 三朗

散岐



井上 博愛

勝谷



山下 泰之

瑞穂



浜辺 信康

浜村（新町一丁目～
三丁目・北浜一丁目
～三丁目・八幡・
下原・八束水）



角田 完

逢坂



田中 清晴

浜村（浜村・勝見）・
酒津・宝木（宝木
（駅北）・奥沢見）



居川 春好

宝木（上光・
下光元・常松・
富吉・宝木（駅南））



花原 伸幸

日置谷



大石 剛史

勝部・青谷



井上 智朗

勝部・中郷



五十畑 隆

日置



橋本 和夫

鹿野



武部 仁

小鷲河

※各委員のお問い合わせ先は農業委員会事務局まで

農家相談会のご案内

農業委員会では、左記のとおり農家相談会を開催します。相談希望の方は、各開催日の1週間前までに各窓口へ備え付けの相談申込票にてお申し込みください。

【受付窓口】農業委員会事務局

J A 鳥取いなば各支店
各総合支所産業建設課

【開催時間】午後1時30分～午後4時

【内 容】農地の売買、貸借、転用、農業者年金など

開催日	場 所
11月4日(水)	J A 鳥取支店
11月5日(木)	J A 邑美支店
11月6日(金)	J A 湖南支店
11月9日(月)	J A 高草支店
11月10日(火)	J A せんだい支店
11月12日(木)	J A 湖東支店
11月13日(金)	国府町総合支所 (国府地域交流会館)
11月16日(月)	福部町総合支所
11月17日(火)	河原町総合支所
11月18日(水)	用瀬町総合支所
11月19日(木)	佐治町総合支所
11月20日(金)	気高町総合支所
11月24日(火)	鹿野町総合支所
11月25日(水)	青谷町総合支所

農地に関する手続きQ&A

Q1 農地を購入または無償で譲り受ける場合、どのような手続きが必要ですか？

A1 農地を耕作目的で取得する場合は、農業委員会に「農地法第3条」の許可申請を提出し、許可を受ける必要があります。

なお、農地を取得する方が自ら耕作しない場合や投資目的、資産保有目的による取得ならびに農地に関する法令に違反する場合は許可されません。

Q2 農地を相続した場合、何か手続きが必要ですか？

A2 農地を相続した場合は、法務局で相続登記を行った後に、「農地法第3条の3」の届出書を提出してください。

なお、生前贈与の場合は、推定相続人への贈与であっても「農地法第3条」の許可申請が必要です。

Q3 農地に家を建てたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A3 農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地転用*の許可申請を提出し、許可を受ける必要があります。土地所有者が自ら転用する場合は「農地法第4条」、土地所有者以外が転用する場合は「農地法第5条」の許可申請が必要です。

Q4 将来、家を建てる予定があるので、先に転用だけすることはできますか？

A4 農地転用は確実性を求めます。家を建てる転用申請の場合、他法令の許可等が受けられる見込みがない場合や具体的な計画がない場合は許可されません。

Q5 許可なく転用した場合はどうなりますか？

A5 許可なく転用した場合は農地法違反となります。農地法第51条により工事の中止や原状回復などの命令が出されたり、農地法第64条により3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金（法人の場合は農地法第67条により1億円以下の罰金）が科される場合があります。

Q6 30年以上前から駐車場として利用している土地の登記地目が「畑」となっているので、地目を変更したいのですがどうすればよいですか？

A6 非農地証明の申請をしてください。これは、登記簿上の地目が農地で、現況が既に農地以外の土地になっていることが明らかで、鳥取県非農地証明対象地基準のいずれかに該当する場合に、農業委員会が農地法の適用対象外である旨を証明するものです。

※農地転用とは…農地を農地以外のものにすることです。例えば、駐車場、資材置場、住宅、道路等に変更する場合が該当します。
※農地の場所によっては、転用できない場合があります。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

全国農業新聞

毎月4回金曜日発行

新聞本紙
(月額 900 円)
電子版
(月額 700 円)

◎発 行 所：全国農業会議所

◎購読申込：農業委員会事務局にお問い合わせください。

「全国農業新聞」は、農業・農村に関する情報や政策、経営、地域の取り組みなどを幅広く伝える、農業者向けの専門紙です。

農業者年金のお知らせ

農業者年金で老後の生活を安心サポート

特徴1

農業者の方なら
広く加入

年間60日以上農業に従事する、
60歳未満の方など

特徴2

保険料が選べる
積立型の終身年金

60歳前に亡くなった場合は、
死亡一時金があります

特徴3

税制面の優遇
保険料の国庫補助

保険料の支払いが難しい場合は、
国庫補助の仕組みがあります